

一〇二六	七、四八一 依口残糸使用毛織物同上	三三
一〇三一	統制製産止物品指定 (人造絹糸等)	三三
一〇四三	ステールフワイバー糸の販売価格の統制額指定中改	三二
一〇四四	正 毛織物同上	六六
一〇四五	新規製衣料製品の加工料の統制額指定中改正	六六
一〇四七	正 絹糸の販売価格の統制額指定中改正	六二
一〇四八	正 毛織物同上	一一
一〇四九	正 苧絲糸及び大麻糸同上	一一
一〇五〇	正 苧麻織物及び大麻織物同上	二二
(交通事業)		
一〇〇七	小野浦申請により貸切、積合貨物自動車運送事業の運賃率同割増率及び適用方変更に關する件申改正	一〇〇
一〇五三	船積貨物部貨及び汽船積搬運貨物の統制額指定	一六
一〇四六	河川法第四條の規定によつて、徴收する発電水利用料の額指定	六二
(価格査定)		
九七二	価格査定委員会規程制定	一
(その他)		
九七六	昭和二十一年六月十日物価庁告示第一八八十三号中改	一